

佐賀県告示第百八十一号

佐賀県財務規則第三十二条に規定する細節の指定（平成四年佐賀県告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十七日

佐賀県知事

古川

康

歳出予算の細節の表中「児童手当」を「児童手当」に改める。  
「子ども手当」